

空知管内公共ホール使用料等補助金交付制度

滝川市文化センター大ホールの閉館に伴い、市外の補助対象施設の使用に係る使用料・運搬費・交通費等を補助します。

施設利用に伴う使用料等で最大

25万円

予算額に届き次第、募集が終了となります。

補助金額

①補助対象施設を使用する際に係る使用料

2分の1を補助（最大 15万円）

②補助対象施設への移動に要する運搬費及び交通費等

10分の10を補助（最大 10万円）

※ 1学校あたり3回/年まで

補助対象条件

①補助対象施設を使用する際に係る使用料

滝川市民交流プラザメインホールの収容人数を超える文化芸術活動等又は吹奏楽器による音楽活動を行う市内団体等

②補助対象施設への楽器の運搬に係る運搬費

当該学校と交付対象施設との楽器の運搬を行う市内の高等学校の吹奏楽部

③補助対象施設への移動に係る交通費等

当該学校と交付対象施設との移動を行う市内の高等学校の吹奏楽部

補助対象施設

- 岩見沢市民会館・文化センター まなみーる
- 芦別市民会館
- 砂川市地域交流センター ゆう
- 深川市文化交流ホール み・らい
- 新十津川町総合健康福祉センター ゆめりあ

〒073-8686

滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所7F

滝川市教育委員会教育部社会教育課

TEL : 0125-28-8046 E-mai : syakai@city.takikawa.lg.jp